

# 1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。 (平成28年12月16日施行)

**(目的)**  
第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

**(基本理念)**  
第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

**(国及び地方公共団体の責務)**  
第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。  
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

**(相談体制の充実)**  
第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。  
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

**(教育及び啓発)**  
第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。  
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

**(部落差別の実態に係る調査)**  
第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議  
(平成28年11月16日)  
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議  
(平成28年12月8日)  
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。  
一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。  
二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。  
三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

この法律で初めて「部落差別」という言葉が使用されました。

# 2. 橋本市では「人権尊重の社会づくり条例」を制定しています。 (前文より)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。  
この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、橋本市民みんなの願いである。

# 3. 「人権に関する市民意識調査」の結果(平成30年3月実施)

市内にお住まいの20歳以上の方から無作為に2,000名の方を抽出して調査票を郵送し、862名の有効回答がありました。

- 「同和地区や同和地区の人々に対して、次のことについて差別があると思いますか？」との質問に対し、一番多かったのは「結婚に際して」、2番目に多かったのは「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散」でした。
- 「住宅を購入するとしたら、同和地区や同和地区を含む小・中学校区内の物件は避けますか？」との質問に対し、一番多かったのは「いずれにあってもこだわらない」、2番目に多かったのは「わからない」でした。しかしながら、「同和地区は避ける」との回答は約2割、「同じ校区内も避ける」との回答は約1割ありました。  
また、「いずれにあってもこだわらない」と回答した人は、同和問題や人権問題について小・中学校の授業等で学んだ経験がある方が多い傾向があります。  
市民意識調査の結果から、教育や啓発に取り組んだ成果として、同和地区に対する差別意識は解消に向けて進んでいるものの、まだ同和問題が完全に解消されたとは言いきれない状況であることがわかります。

# 4. あなたはどう思いますか?

- 同和問題(部落差別)は自分とは関係ないので、知らなくても別に困らないのでは?  
同和問題(部落差別)は社会的な課題ですが、私たち一人ひとりの問題です。自分自身の問題としてとらえることが大切です。
- そっとしておけば、自然に差別はなくなっていくのでは?  
あやまった情報をう呑みにするなど、「知らない」せいで差別を助長してしまうことがあります。
- 同和地区の人にも差別される原因があるのでは?  
すべての差別問題は、差別される側の問題ではなく、差別する側の問題です。誤った知識や偏見、根拠のない思い込みを持ったりせず、正しく理解していく必要があります。

